

議員提出議案第13号

子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成28年9月29日

提出者 立川市議会議員 福島正美
安東太郎
大沢純一
永元須摩子
梅田春生
中山ひと美

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条の規定による。

子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断、治療を目的に、全国の自治体で医療費助成が行われ、現在ではすべての都道府県が地方単独の医療費助成を実施するまでになっています。

一方、国はこのような地方自治体の現物給付方式の医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来、国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じています。

今、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしています。しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化対策に逆行するものです。

全国知事会も8月1日に「地方創生の本格実現のための特別決議」の中で、政府に減額調整措置の廃止を求めています。

よって、立川市議会は、国において、すべての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでは、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年9月29日

立川市議会
議長 伊藤幸秀